

女性活躍推進法に基づく

公益財団法人栃木県保健衛生事業団 行動計画

仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整え、職員が健康的な職業生活を送れるよう行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4（2022）年4月1日～令和8年（2026）年3月31日

2 目標

「事業団全体の残業時間の総時間を年間25,000時間以内とします。」

（総時間を平均すると、1人あたり年間120時間以内の目標になります。）

3 取組内容と実施時期

- (1) 令和4年4月～ 各課に残業実績のフィードバック及び状況改善対策
⇒残業時間の多い所属や職員について所属長によるヒアリングを実施して、要因を把握して状況の改善ができるよう対策を講ずる。
- (2) 令和4年5月～ ノー残業デーの呼びかけや夏季休暇取得の促進を行う。
⇒部署ごとに繁忙期が異なるので、部署に応じて呼びかけ時期を設定する。
その後、毎年同時期に（1）、（2）を実施する。

女性活躍推進法（2016年4月施行、2025年度末までの時限立法）

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律です。

女性の職業生活における活躍に関する情報公表 （令和3年4月現在）

・管理職に占める女性職員の割合	25.9%
・採用者に占める女性の割合	
（正職員）	事務職 50%
	技術職 100%
（事務員・技術員）	技術員 100%